

委員会・審議会を公開しています

公開予定の委員会・審議会

開催日	会議名ほか	担当課
7月 1日(水)	環境審議会 13:30～ 市役所 2階201・202会議室	環境政策推進課 ☎35-3533
7月 6日(月)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
7月10日(金)	農業委員会 10:00～ 丹生川支所 2階会議室	農業委員会事務局 ☎35-3141
7月13日(月)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
7月15日(水)	社会教育委員定例会議 15:00～ 市役所 2階201・202会議室	生涯学習課 ☎35-3155
7月21日(火)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131
7月27日(月)	庁議(幹部会) 8:30～ 市役所 4階特別会議室	企画課 ☎35-3131

●傍聴は先着順となります。●開催日時や場所が変更となる場合があります。また、議題など詳細についても担当課へお問い合わせください。

高齢者叙勲 受章おめでとうございます



旭日章
旭日単光章(地方自治功勞)
新井 美代司(88)

久々野町久々野

問合せ先 秘書課 ☎35-3130

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額1万5,590円です。

保険料は納付書により金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、便利でお得な口座振替やクレジットカード、インターネットを利用した納付もできます。

国民年金保険料の免除申請
保険料を納め忘れの状態でも、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基

礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

このようにならないため、所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は未納のままにせず、国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請をしてください。今年度の申請受付は7月からです。

また、免除申請は2年1カ月前までさかのぼって申請することができますので、平成25・26年度分まで未

納期間がある場合はお早めに手続きしてください。

※申請は市民課(本庁1階・2窓口)や各支所地域振興課、年金事務所受け付けます。
※印鑑と年金手帳、離職した場合は離職票が必要です。

問合せ先
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
高山年金事務所 ☎32-6111
市民課 ☎35-30003
広報ID 1000618

要支援・要介護認定を受けている皆様へ

～介護保険負担割合証を交付します～

8月1日から、65歳以上で一定以上の所得がある方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。これにあわせて、要支援・要介護認定を受けた方全員に7月下旬、「介護保険負担割合証」をお送りします。

■2割負担となる方

65歳以上でご本人の前年の合計所得金額(※)が160万円以上の方です。

ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単年で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままです。

※合計所得金額とは、収入から必要経費などを控除した額のことです。

■今回の割合証の有効期間

8月1日から翌年の7月31日までです(毎年更新)。負担割合が2割になる方には、7月中旬までに事前のお知らせをお送りしますのでご確認ください。なお、利用者の負担額には月額の上限額(高額介護サービス費)があるため、自己負担が2割になった全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの自己負担割合を示す証明書になります。サービスをご利用の際には介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

問合せ先 高年介護課 ☎35-3178